

## 第3期中期目標の期間の終了時の検討及び措置について

### 1. 第3期中期目標の期間の終了時の検討及び措置

加古川市民病院機構は、第3期中期目標期間においても、安全で質の高い高度専門医療を提供するとともに、地域の中核病院としての役割を果たすなど、業務実績は中期目標を十分に上回ることが見込まれる。また、多くの公的病院が赤字経営となる中においても安定した経営を継続し、申し分のない評価であることから、引き続き地方独立行政法人の形態で継続させることが適当であると判断する。

### 2. 根拠法令（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）【一部抜粋】）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。